

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第43号

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年静岡県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 663 352 696">附 則</p> <p data-bbox="193 712 756 790">（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）</p> <p data-bbox="193 806 756 1220">3 第18条の規定によるほか、職員が、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため、次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業に従事した日1日につき当該各号に定める額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額の災害応急作業等手当を支給する。</p> <p data-bbox="220 1236 336 1270">(1) (略)</p> <p data-bbox="220 1285 767 1601">(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により設定された警戒区域その他の人事委員会規則で定める区域において行う作業で人事委員会規則で定めるもの</u> <u>20,000円</u></p> <p data-bbox="193 1617 309 1650">4 (略)</p>	<p data-bbox="890 663 970 696">附 則</p> <p data-bbox="810 712 1374 790">（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）</p> <p data-bbox="810 806 1374 1220">3 第18条の規定によるほか、職員が、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため、次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業に従事した日1日につき当該各号に定める額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額の災害応急作業等手当を支給する。</p> <p data-bbox="837 1236 954 1270">(1) (略)</p> <p data-bbox="837 1285 1385 1601">(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により設定された区域のうち人事委員会規則で定める区域において行う作業で人事委員会規則で定めるもの</u> <u>6,600円</u></p> <p data-bbox="810 1617 927 1650">4 (略)</p> <p data-bbox="810 1666 1374 1744"><u>（原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための災害応急作業等手当の特例）</u></p> <p data-bbox="810 1760 1374 1980">5 第18条の規定によるほか、職員が、<u>原子力災害対策特別措置法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言があった場合に対処するため、次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業に従事した日1日につき当該各号に</u></p>

定める額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額の災害応急作業等手当を支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する同法第2条第4号に規定する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業で人事委員会規則で定めるもの 40,000円

(2) 特定原子力事業所に係る本部長指示により設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業で人事委員会規則で定めるもの 20,000円

（緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）

6 第18条第2項の規定にかかわらず、職員が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害（東日本大震災を除く。）に対処するため第18条第1項に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項の規定による額に、同項に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。